山口市重度障がい者等住宅改修費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障がい者及び障がい児(以下「重度障がい者等」という。)が段差解消など住環境の改善を行う場合、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)を給付することにより地域における自立の支援を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 住宅改修費給付事業の対象者は、市内に居住する次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1)下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する重度障がい者等であって障害程度等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者)
 - (2)治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「難病患者」という。)であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者(ただし、特殊便器への取替えについては上肢機能に障がいがある者)

(住宅改修費の範囲)

- 第3条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(住宅改修費の給付要件)

第4条 住宅改修費の給付は、重度障がい者等及び難病患者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ身体の状況、住宅の状況等を勘案して福祉事務所長(山口市福祉事務所設置条例(平成17年山口市条例第91号)により設置された山口市福祉事務所の長をいう。以下同じ。)が必要と認める場合に給付するものとする。

(申請)

第5条 住宅改修費の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅改

修費給付申請書(様式第1号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

- 2 難病患者が申請する場合は、第1項に規定する申請書に併せ、住宅改修を必要とする身体の状況等を記載した医師の診断書(様式第2号)を福祉事務所長に提出しなければならない。
- 3 住宅改修費の給付は原則1回とする。ただし、過去に給付した額が限度額に達していない場合は、限度額の範囲内で追加給付を行えるものとする。
- 4 住宅改修を行った者が転居した場合、再給付を行えるものとする。

(調査)

第6条 福祉事務所長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、 日常生活用具給付調査書(様式第3号)を作成し、住宅改修の給付の要否を決定しな ければならない。

(決定)

- 第7条 福祉事務所長は、前条の調査により住宅改修費の給付を決定したときには、日常生活用具給付決定通知書(様式第4号)により、住宅改修費の給付を却下したときは、日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。
- 2 福祉事務所長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、日常生活 用具支給券(様式第6号(以下「支給券」という。))を申請者に交付し、日常生活用 具給付委託通知書(様式第7号)により住宅改修業者(以下「業者」という。)に通 知するものとする。

(住宅改修費の給付)

- 第8条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)は、業者に支給券を提出して住宅改修の給付を受けるものとする。 (費用の負担)
- 第9条 給付決定者又はこの者を扶養する者(以下「納入義務者」という。)は、当該 給付に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。
- 2 前項の規定により支払うべき額(以下「自己負担額」という。)は、当該用具の給付に要する費用の1割とする(円未満は切り捨て)。ただし、当該障がい者等の属する世帯の市民税課税額等に応じて、別表1「世帯区分別自己負担上限額表」のとおり上限月額を設けるものとする。

(業者への支払い)

第10条 市長は、業者から住宅改修の給付に係る費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、住宅改修の給付に要した費用は、20万円の範囲内とする。

(費用の返還)

- 第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により住宅改修の給付を受けた者があるときは、当該住宅改修の給付に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。 (台帳の整備)
- 第12条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、台帳を整備するものとする。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、様式第4号及び様式第5号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年3月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年 1月1日から適用する。

附則

この要綱は令和3年3月1日から施行する。